

堺市上下水道事業経営戦略中間改定懇話会開催要綱

令和8年3月1日制定

1 目 的

堺市上下水道事業経営戦略2023-2030（以下「経営戦略」という。）の中間改定にあたり、これまでの計画期間における取組評価並びに今後の事業運営の課題及びあり方等について意見を聴取することを目的として、堺市上下水道事業経営戦略中間改定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 経営戦略の前期4年間（2023～2026年）の総括及び取組評価に関する事項
- (2) 経営戦略の後期4年間（2027～2030年）における経営及び事業の課題に関する事項
- (3) 前2号を踏まえた経営戦略の中間改定に係る経営及び事業の方向性に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が依頼する5人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 経営、財務及び会計に関する識見を有する学識経験者
- (2) 上下水道事業に関する識見を有する学識経験者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

管理者は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の規定を準用する。

7 会議録

管理者は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

8 開催期間等

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間のうち、4回程度開催する。

9 庶 務

懇話会の庶務は、経営企画室において行う。